

東海市固定資産管理システム開発委託業務
プロポーザル実施要領

令和6年（2024年）7月

東海市総務部税務課

目次

第1章 業務の概要.....	1
1 目的	1
2 業務名	1
3 業務内容	1
4 契約日及びシステム導入日	1
5 提案に関する費用負担.....	1
第2章 プロポーザルに関する事項	1
1 参加資格	1
2 選定スケジュール.....	2
3 参加申込書等の提出	2
4 質疑及び回答	3
5 企画提案書等の提出	4
6 企画提案書等の作成	5
7 提案上限額.....	6
8 優先交渉権者等の選定方法	6
9 契約	8
10 プロポーザル参加に際しての留意事項	9

第1章 業務の概要

1 目的

現在、スタンドアロンで対応している固定資産管理システムがWindows 10に合わせて、令和7年（2025年）10月14日にシステムサポートを終了することに伴い、新たなシステムの導入が必要となったもの。

なお、システムの選定にあたっては、導入及び運用に係る費用だけの判断ではなく、公平公正な課税を行うために十分な機能を有し総合的にコストパフォーマンスの高いシステムを選定するため、公募型プロポーザル方式で実施するもの。

2 業務名

東海市固定資産管理システム開発委託業務（以下「本業務」という。）

3 業務内容

別紙「東海市固定資産管理システム開発委託」仕様書のとおり

4 契約日及びシステム導入日

- (1) 契約日 令和6年（2024年）11月から12月頃
- (2) システム導入日 令和7年（2025年）10月1日（水）

5 提案に関する費用負担

提案書等提出物の作成、提出及びプレゼンテーション等に関する経費は、提案者の負担とする。

第2章 プロポーザルに関する事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 東海市の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

- (4) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規(昭和59年4月13日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 東海市と愛知県東海警察署が締結した東海市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年2月17日締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

2 選定スケジュール

項目	日程
公告	令和6年7月8日(月)
質疑書の受付期限	令和6年7月18日(木)
質疑書に対する回答期限	令和6年7月25日(木) までにメールにて回答
参加申込書提出期限	令和6年7月31日(水)
企画提案書提出期限	令和6年8月16日(金)
一次審査 (書類審査)	令和6年8月19日(月)から 令和6年8月30日(金)
一次審査結果通知	令和6年9月4日(水)
二次審査 (プレゼンテーション及びデモンストレーション)	令和6年10月4日(金)
最終選考結果通知・公表	令和6年10月下旬頃
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

3 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限

令和6年（2024年）7月31日（水）午後5時15分まで

※郵送の場合、書留郵便により7月31日（水）午後5時15分までに必着とする。

(2) 提出場所・方法

税務課へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書等を持参、または郵送により提出すること。

(3) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

ア 【様式1】 参加申込書

イ 【様式2】 参加資格に関する申立書

ウ 【様式3】 会社概要書

(4) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を税務課へ事前に電話連絡のうえ、持参または郵送により提出すること。

なお、すでに提出された書類は返却しない。

4 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 質疑書の提出

ア 提出期限

令和6年（2024年）7月18日（木）午後5時15分まで

イ 提出場所・方法

税務課へ持参、または電子メール（zeimu@city.tokai.lg.jp）にて提出すること。

なお、件名は「東海市固定資産管理システム開発委託業務質疑」とすること。

(2) 質疑の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和6年（2024

年) 7月25日(木)までに随時、電子メールにて回答する。

5 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提案は1社1案とする。

(1) 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書(任意の様式) ※1社1案とする	10部
2. 実績確認書【様式5】	10部
3. 業務実施体制確認書【様式6】	10部
4. 機能要件確認書【様式7】	10部
5. システム導入費用見積書(任意の様式)	10部
6. システム保守運用費用見積書(任意の様式)	10部

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和6年(2024年)8月16日(金)午後5時15分まで

イ 提出場所

税務課へ事前連絡のうえ、企画提案書等を持参または郵送により提出すること。

ウ 提出方法

税務課へ郵送(配達証明)または持参するものとし、電子メールでの受付は不可とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間受け付ける。

※郵送の場合は、令和6年(2024年)8月16日(金)午後5時15分までに必着とする。

※郵送の場合は5(1)に示す「1、2、3、4、5、6」を合わせて封入し、封印をしてから提出すること。また、封筒にはそれぞれの提出書類名を記載すること。

6 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書の作成

【別紙1】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(2) 機能要件確認書の作成

【様式7】機能要件確認書を用いて作成すること。

(3) 見積書の作成

ア システム導入費用

システム導入に必要なすべての費用の合計を記載すること。

なお、クラウドサーバ、利用端末及び周辺機器等は本市で別途調達するため見積書から除くこと。

イ システム保守（加除修正等を含む）運用費用

以下の費用を含む、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）のシステム保守運用に必要なすべての費用の合計を記載すること。なお、項目ごとの金額も記載すること。

令和9年度（2027年度）実施予定の家屋照合調査（全域）については、前年度に撮影した航空写真と、最新の家屋図との照合を想定している。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守 (システム導入後の半年分) ・地番図加除修正 (システムセットアップ含む) ・家屋図加除修正 (システムセットアップ含む) ・土地家屋現況図印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守 ・地番図加除修正 (システムセットアップ含む) ・家屋図加除修正 (システムセットアップ含む) ・土地家屋現況図印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守 ・地番図加除修正 (システムセットアップ含む) ・家屋図加除修正 (システムセットアップ含む) ・土地家屋現況図印刷 ・家屋照合調査(全域) 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守 ・地番図加除修正 (システムセットアップ含む) ・家屋図加除修正 (システムセットアップ含む) ・土地家屋現況図印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム保守 ・地番図加除修正 (システムセットアップ含む) ・家屋図加除修正 (システムセットアップ含む) ・土地家屋現況図印刷

ウ 加除修正数量（1年間の数量の目安）

(ア) 分合筆加除修正

1,650筆

(イ) 家屋形状修正 家屋倒壊

500棟

(ウ) 家屋形状修正 家屋新築 800棟

(ハ) 家屋形状修正 家屋増改築 50棟

※地番図及び家屋図は年1回、公図は年2～4回のシステムセットアップを行うもの。

7 提案上限額

システム導入費用11,420,000円（消費税及び地方消費税を除く）

システム導入に係る費用。消費税及び地方消費税を抜いた金額の上限であるが、この金額を保証するものではない。

ただし、見積書の金額が上限額を超えた場合は、その者の提案は無効とする。

8 優先交渉権者等の選定方法

(1) 東海市固定資産管理システム開発委託業務審査委員会の審査委員が、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) 一次審査（書類審査）

ア 企画提案書等の書類に基づき審査区分Aの評価項目についてのみ審査を実施する。参加事業者が4者以上の場合は、得点上位3者のみ二次審査へ参加することができる。ただし、評価点合計が配点の6割未満である者は、二次審査参加者となることはできないものとする。

イ 選考結果は参加者全員に対し、令和6年（2024年）9月4日（水）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

なお、この時点で一次審査の評価点数は公表しない。

ウ 選考結果等についての問合せには回答しない。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びデモンストレーション）

ア 実施時間

1者につきプレゼンテーション約30分、デモンストレーション約50分、質疑応答約10分の合計90分以内とする。

イ 参加者

東海市に来庁して作業を行う等、当該業務の構築に深く関わる者が参加し説明等の対応を行うこと。参加者は5名までとする。

ウ 説明方法について

説明にはプロジェクター等を使用することも可能とする。プロジェクター及びスクリーンについては東海市が用意することとする。

エ デモンストレーション時のシステムについて

本業務は発注者が所有するプライベートクラウド内に構築するものとなるが、デモンストレーション時には上記への構築は認めないため、システム環境が近いクラウド環境等でデモンストレーションを行うものとする。

オ 説明内容について

次の2点についてはプレゼンテーション内で必ず説明を行うこと。また、一次審査結果通知の日を期限として、必要に応じて説明内容の追加指定を行う場合がある。

(ア) 区画整理地内の対応に関すること

従前地と仮換地のレイヤーを備え、その両方で検索する機能を構築すること等

(イ) 公図上での画地計算に関すること

カ 実施順序

プレゼンテーションの実施順序は東海市において指定する。

キ 会場設営

会場設営（スクリーン、プロジェクター、電源コンセント、ケーブル（HDMI及びVGA）等の機器の設置を含む）については東海市で行う。ただし、パソコン及びネットワーク接続（インターネット）環境は用意しないため、必要に応じて準備すること。また、事前に機器の確認を希望する場合は、予め本市に連絡をすること。

ク 録音等について

プレゼンテーション内容について、必要に応じ東海市が録音し、審査の際に用いるものとする。

(4) 優先交渉権者の決定

- ア 審査委員会が「審査基準」及び「審査要領」に基づき審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められるものに決定する。
- イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選考し、随意契約の交渉を行う。
- ウ 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、審査基準表における審査区分Bの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者、次に優れた提案を行った者を次点交渉権者として選定する。優先交渉権者が複数となる場合には、審査委員会委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選定する。
- エ 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次点者と契約締結の交渉を行う。
- オ 委員会委員の評価点の合計が配点合計の6割未満である場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。

(5) 審査結果通知

二次審査の参加者全員に対して令和6年（2024年）10月下旬頃に、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(6) 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点等の審査結果は、優先交渉権者との契約締結後に本市ホームページ上に公表する。

(7) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、最終審査結果通知後1週間に限り認める。

9 契約

(1) 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、本業務に係る契約を令和6年（2024年）11月から12月頃に締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合

を除く)。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議のうえ、その承認を得るものとする。

(2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

(3) 契約条項等

別に定める契約書のほか、東海市契約規則等の定めるところによる。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）9月30日（火）まで

10 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

ア 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 他の参加事業者と提案内容等について相談を行った場合

オ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加事業者に対して提案内容を意図的に開示した場合

カ 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

キ 見積書の金額が提案上限額を超えた場合

(2) 留意事項

ア 提出された企画提案書等は返却しない。

イ 本市が求めた場合を除き、提出以降における企画提案書等の追加、差し替え、及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。

エ 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポー

ザル参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。

オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて参加事業者が負うものとする。

カ 提出された書類は東海市情報公開条例、および東海市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

キ 企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。

ク 企画提案書の提出が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定を実施する。

【問合せ先及び各書類の提出先】

東海市役所総務部税務課固定資産税担当

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

TEL 052-603-2211 または 0562-33-1111

FAX 052-604-4000 e-mail zeimu@city.tokai.lg.jp